

長野県踏切道改良協議会合同会議設置要綱

(目的)

第1条 長野県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、長野県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他長野県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

(協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- (5) [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省北陸信越運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため長野県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び北陸信越運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和5年2月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和6年3月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和7年3月13日から施行する。

別表 改良すべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
七瀬		長野市	東日本旅客鉄道
上山第二		飯田市	東海旅客鉄道
知久町	H29. 1. 27	長野県	東海旅客鉄道
毛賀		飯田市	東海旅客鉄道
大手町	R6. 1. 18	諏訪市	東日本旅客鉄道
豊田道	R6. 1. 18	長野県	東日本旅客鉄道
二条		伊那市	東海旅客鉄道
小町屋		駒ヶ根市	東海旅客鉄道
沓掛南	H29. 1. 27	長野県	東日本旅客鉄道
鷹野町	R6. 1. 18	下諏訪町	東日本旅客鉄道
下田	R3. 4. 13	長野県	東海旅客鉄道
荒田第一		飯島町	東海旅客鉄道
新田第一	H29. 1. 27	飯島町	東海旅客鉄道
まるりん	R6. 1. 18	小布施町	長野電鉄
第4飯山街道	H29. 1. 27	長野県	しなの鉄道
宮田前	H30. 1. 19	長野県	東日本旅客鉄道、日本貨物鉄道
五加	H30. 1. 19	長野県	上田電鉄
大和出	H31. 2. 8	白馬村	東日本旅客鉄道
北割線	R4. 1. 21	宮田村	東海旅客鉄道
第23号		長野市	長野電鉄
旧第21号		長野県	長野電鉄
大島		小布施町	長野電鉄
第31号		長野県	長野電鉄
三社		長野県	長野電鉄
第34号		長野県	長野電鉄
山形街道		松本市	アルピコ交通
宮地鉄工所前		松本市	アルピコ交通
下島東		松本市	アルピコ交通
学院通路		長野県	アルピコ交通
倉科		長野県	しなの鉄道
松代		長野県	しなの鉄道
富野		長野県	しなの鉄道

旧松代街道		千曲市	しなの鉄道
細萱北		安曇野市	東日本旅客鉄道
小学校前		安曇野市	東日本旅客鉄道
小岩岳穂高線		長野県	東日本旅客鉄道
宮城		安曇野市	東日本旅客鉄道
仲仙道		長野県	東日本旅客鉄道
野村		長野県	東日本旅客鉄道
一本松		長野県	東日本旅客鉄道
大田原		長野県	東日本旅客鉄道
柳岸田		長野県	東日本旅客鉄道
犀北団地		長野市	東日本旅客鉄道
第1小沼		長野県	東日本旅客鉄道
遠州街道		長野県	東海旅客鉄道
知久街道		長野県	東海旅客鉄道
下山		長野県	東海旅客鉄道
鶴部		長野県	東海旅客鉄道
大栢第二		長野県	東海旅客鉄道
御子柴		南箕輪村	東海旅客鉄道
中井沢		長野県	東海旅客鉄道
新樋		辰野町	東海旅客鉄道
宮木		辰野町	東海旅客鉄道
第10仲仙道		大桑村	東海旅客鉄道
阿寺		大桑村	東海旅客鉄道
和	R6.1.18	長野県	しなの鉄道
本町	R6.1.18	飯田市	東海旅客鉄道
大田原	R7.1.15	長野県	東日本旅客鉄道

別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
豊田道	R4. 7. 29	長野県	東日本旅客鉄道
六角堂	R4. 7. 29	長野県	長野電鉄
松代	R4. 7. 29	長野県	しなの鉄道
波田駅	R5. 8. 23	長野県	アルピコ交通
豊野～中野線	R5. 8. 23	長野県	長野電鉄
第3甲州街道	R6. 7. 31	国土交通省 長野国道事務所	東日本旅客鉄道